

労働

にいがた

WORKING NIIGATA

2026  
3



〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 TEL 025-285-5511(代表) しごと定住促進課/雇用能力開発課/労働委員会事務局  
本紙やバックナンバーを新潟県ホームページでも公開しています。https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigototeijyu/1225742470152.html



Vol. 402

CONTENTS

募集	令和8年度県労働関係施策の概要について	1	お知らせ	最低賃金ポスターデザインコンテスト受賞作品	6
	新潟県立テクノスクールからのお知らせ	2		新潟県の特定最低賃金のお知らせ	6
お知らせ	労働基準監督官採用試験のお知らせ	3	その他	男性の育児休業取得助成金制度が変わります	7
	障害者就業・生活支援センターにご相談ください	3		ミドル・シニア人材の採用を考えてみませんか	7
	令和7年労働組合基礎調査結果のお知らせ	4		労働相談Q&A(高齢者の労災防止対策について)	8
	ハローワークが実施する人材不足分野への主な支援について	4		個別労働関係紛争あっせんの紹介	8
	3月は「新潟県自殺対策強化月間」です	5		経済指標	8
	新卒者を定着させ「人材」に育てましょう	5			

令和8年度予算案に基づく県労働関係施策の概要について

県では、県民の皆様がいきいきと働けるよう、令和8年度において、主に以下のような施策を進めていくこととしております。



人手不足分野の人材確保

○首都圏人材と県内企業のマッチングのためのイベントを実施するとともに、県内企業の採用力向上と働き方改革支援の取組強化を図ります。

若年者雇用

- 地域若者サポートステーションにおける心理カウンセリング等の実施により、若年者等無業者の職業的自立を支援します。
- 座学と企業実習を組み合わせたデュアルシステム訓練、若年者の進路選択を支援するワークトライアルの実施など、若年者に対する総合的な支援を実施します。
- 移住支援金対象求人サイトの機能を持つ「新潟企業情報ナビ」の認知度向上により、企業の情報発信力の強化を支援します。

U・Iターン就職の推進

- SNSを活用した就職支援・企業情報等の発信、県外学生と県内企業とのマッチングのためのイベントや県内企業と大学就職支援担当者の情報交換会を開催します。さらに、県内で就職活動等を行う県外学生の交通費・宿泊費の支援等を通じて、学生のU・Iターン就職を支援します。
- 「にいがた暮らし・しごと支援センター(愛称:くらしごとセンター)」を通じ、学生や社会人のU・Iターン就職に関する相談に対応します。

働きやすい職場づくり

○政労使が一体となった機運醸成や意識改革等による県内企業のワーク・ライフ・バランスの推進、男性の育児休業の取得促進、多様で柔軟な働き方を実践する企業の拡大、くるみん認定取得支援など働き方改革の取組を総合的に実施します。

女性・高齢者等の新規就業

○現在職に就いていない女性・高齢者等を掘り起こし、就業へと誘導することにより、人材不足分野などにおける働き手の確保を支援します。

障害者雇用

- 障害者の雇用促進に向け、職場実習や職業訓練による就労支援や、障害者雇用を推進する中小企業などの取組に対する支援を実施します。
- 企業に対する助言等を行うコーディネーターの派遣を行います。

外国人材の活躍推進

- 外国人材受入サポートセンターによる各種相談対応やセミナーの開催など、事業者ニーズに応じて外国人材の受入れを支援します。
- 現地の外国人材と県内企業とのマッチングや、送出機関・受入支援団体と県内企業とのマッチングイベントを実施し、採用機会を提供するとともに、受入企業が行う日本語学習や職場環境整備に係る経費を支援します。

# 新潟県立テクノスクールからのお知らせ

## 1 公的職業訓練(ハロートレーニング)を受講された方の採用について

◎就職活動中の方々に対する就職支援として、公的職業訓練(以下、「ハロートレーニング」)による知識や技能等の習得を推進しています。

ハロートレーニングは、県内4か所の県立テクノスクール(新潟・上越・三条・魚沼)、ポリテクセンター(長岡)、厚生労働省の認可を受けた民間教育機関において実施しています。

例えば、溶接、電気工事、建設・建築、パソコン、デジタル、簿記、介護、その他様々なコースがあり、仕事に必要な知識や技能を習得するため、多くの方が受講しています。

**ハロートレーニングを受講された方の採用を希望される場合はお近くのハローワークにご相談ください。**

◎企業実習の受入れ企業も募集しています。

新潟県立テクノスクールでは座学と企業実習を組み合わせた「デュアルシステム訓練(略称:D S)」を実施しています。

知識や技能を身につけた受講者の企業実習を受け入れていただける企業を募集しています。また、訓練修了後に受講者を直接採用することも可能です。

企業実習を受け入れてハロートレーニングで実践的な知識や技能を身につけた方を採用しませんか。  
デュアルシステム訓練(D S)の実施状況は下記のホームページをご覧ください。

 雇用能力開発課 企画技能係 025 (280) 5262

## 2 障害者向け職業訓練を行い、採用を検討いただける企業を募集しています

県立テクノスクールでは、事業所現場で障害のある求職者に対して職業訓練を行い、訓練修了後に採用をご検討いただける事業所を募集しています。

事業所の皆様は、障害のある方に対して現場での実践的な職業訓練を行うことで、適性把握や雇用に必要な職場環境を整えることが可能です。

お気軽にテクノスクールにご相談ください。

○実施人数：1名から

○訓練期間：最長4か月(標準3か月 100時間/月)

○委託額：月額64,000円(税別)/人 ※中小企業は月額96,000円(税別)/人



### 《障害者向け職業訓練の修了生の採用をお願いします》

県立テクノスクールでは、上記以外にも、就労を目指す障害のある方向けの職業訓練を以下のとおり実施しています。就労に必要な知識・技能を習得した修了生の採用をお願いします。

【施設内訓練】 定員：20名

主に知的障害者を対象に、社会生活指導を重点に販売物流業務、パソコンを含む事務補助業務、清掃・リネン・洗浄・製造などの職業に必要なスキルを習得して一般就労を目指します。

【委託訓練(集合型)】 定員：70名

座学及び実技による集合訓練、集合訓練と職場実習を組み合わせる訓練、特別支援学校に在籍する生徒向け訓練などを行っています(事務、介護など)。

## 3 問い合わせ先

新潟テクノスクール	TEL 025-247-7361	FAX 025-247-7363
上越テクノスクール	TEL 025-545-2190	FAX 025-545-2193
三条テクノスクール	TEL 0256-38-8520	FAX 0256-38-8220
魚沼テクノスクール	TEL 025-794-2410	FAX 025-794-2411



ホームページ  
<https://www.techno.ac.jp>



 雇用能力開発課 指導係 025 (280) 5262

# 労働基準監督官採用試験のお知らせ

新潟労働局では未来を担う労働基準監督官をお待ちしています。

## ★労働基準監督官とは

全国では、約380万の事業場で約5,500万人が働いています。働く方が安心して働くことができる職場環境を実現するためには、労働基準法などで定められた労働条件が確保され、その向上が図られることが重要です。

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づいてあらゆる職場に立ち入り、事業主に法に定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保・向上、働く方の安全や健康の確保を図ることを任務とする厚生労働省の専門職員です。

労働基準監督官は、毎年、人事院・厚生労働省が実施する「労働基準監督官採用試験」の合格者から採用されます。

- 【申込受付期間】 2026年2月19日(木)～3月23日(月)  
インターネット受付
- 【第1次試験日】 2026年5月24日(日) 新潟市内
- 【第2次試験日】 2026年7月7日(火)～7月10日(金)
- 【最終合格発表】 2026年8月12日(水)



新潟労働局マスコットキャラクター「にじー」

 新潟労働局総務部総務課 人事係 025 (288) 3500

## 【障害者の雇用をお考えの企業の皆様へ】 障害者就業・生活支援センターにご相談ください

県内に7か所ある障害者就業・生活支援センターでは、就職希望や在職中の障害のある方に対し、職場実習※のあっせんや職場定着に向けた支援を行うほか、企業に対して、障害特性を踏まえた雇用管理について助言を行っています。

自社でどのような業務に従事してもらうか、雇用に当たり配慮が必要となる点など障害者雇用に関することは、お近くの障害者就業・生活支援センターにお気軽にご相談ください。

障害者就業・生活支援センター	所在地	電話番号
アシスト	新発田市島潟1454	0254-23-1987
らいふあっぷ	新潟市西区上新栄町1-3-9	025-250-0210
ハート	三条市西本成寺1-28-8	0256-35-0860
こしじ	長岡市浦9750	0258-92-5163
あおぞら	十日町市高田町3南-442	025-755-5865
さくら	上越市寺町2-20-1	025-538-9087
あてび	佐渡市三瀬川382-7	0259-67-7740

※県では、障害者就業・生活支援センターを窓口として職場実習を受け入れていただいた企業に対し、協力費(1,000円/日)を支給しています。職場実習は、障害のある方に適した仕事や課題の明確化に有効ですので、ぜひご活用ください。

 雇用能力開発課 雇用対策係 025 (280) 5270

## 令和7年労働組合基礎調査結果のお知らせ

- ◇ 県内の労働組合員数は前年比1.2%減の162,331人
- ◇ 全労働組合員数に占めるパートタイム労働者の割合は20.1%

厚生労働省では、労働組合の状況を明らかにするため、毎年6月30日を基準日として、国内すべての労働組合を対象に「労働組合基礎調査」を実施しています。このたび、県内分を取りまとめましたので、その概要を紹介いたします。

### ○労働組合数・組合員数について

令和7年の県内の労働組合数は、827組合で、前年に比べ12組合減少しました。

また、労働組合員数は162,331人で、前年に比べ1,931人減少しました。

なお、労働組合員数のうちパートタイム労働者は32,592人で、前年に比べ545人増加し、全労働組合員数に占める割合は20.1%となりました。

### 労働組合数及び組合員数の推移

年	組合数 (組合)	組合員数 (人)	対前年増減数		
			うちパート ( )内は全労働組合員に 占める割合 (人)	組合数 (組合)	組合員数 (人)
令和3年	957	156,178	20,425 (13.1%)	△19	△3,220
令和4年	934	154,301	21,188 (13.7%)	△23	△1,877
令和5年	907	160,553	26,878 (16.7%)	△27	6,252
令和6年	839	164,262	32,047 (19.5%)	△68	3,709
令和7年	827	162,331	32,592 (20.1%)	△12	1,931

☎ しごと定住促進課 働き方改革推進室 025 (280) 5260

## ハローワークが実施する人材不足分野への主な支援について

医療、介護、保育、建設、警備、運輸などの人材不足分野へのマッチング支援を強化するため、ハローワーク新潟に「人材確保支援コーナー」を設置し、以下の支援を実施しています。なお、県内ハローワークにおいても、各種支援を実施しています。

### <求職者に対する支援>

- ・専属の就職支援ナビゲーターが、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施
- ・希望職種の人事情報、最新の業界動向等を提供
- ・対象分野の公的職業訓練の案内



厚生労働省 医療・介護・保育の求人を探すなら  
ハローワーク

医療・介護・保育分野の求人検索ページ二次元コード

### <求人者に対する支援>

- ・ハローワークに登録している有資格者に対し、求人情報を提供し応募を勧奨
- ・求人充足に向けて、わかりやすい求人票の作成や応募しやすい求人条件の設定についてアドバイスを実施

### <マッチングイベントの開催>

- ・職場見学会、セミナー等の業界の魅力を伝えるイベントや、雇用管理改善・人材確保に関するセミナー等求人者向けイベント、合同就職面接会等のマッチングイベントを開催

☎ 新潟労働局 職業安定課 025(288)3507 または 最寄りの各ハローワーク

## 3月は「新潟県自殺対策強化月間」です

自殺対策基本法では3月を「自殺対策強化月間」と位置付け、国や地方公共団体は関係機関と連携し、啓発活動を広く行っています。

新潟県は自殺死亡率が高い県の一つで、特に「働き盛り世代の男性」と「高齢者」の自殺死亡率が他の都道府県と比べて高い傾向にあり、年度変わりの3月は自殺者が多い傾向にあります。

あなたの周りで悩んでいる人や疲れた様子の人はいませんか？

健康のこと、家庭のこと、お金のこと、友人や職場の人間関係など、誰にでも悩みはあります。その悩みをひとりで抱え込んだまま、自ら命を絶ってしまう人もいます。

もし、あなたの身近な人や大切な人が悩んでいた、元気がない様子だったら、優しく声をかけてみてください。話してくれるきっかけになり、悩みを抱えた人にとって、大きな心の支えになるでしょう。

そして話に耳を傾け、専門の相談先があることを伝えてください。「新潟県こころの相談ダイヤル」は、24時間365日対応している相談窓口です。専門の相談員がお話しをお聞きし、解決のための方法を一緒に考えます。

### 【新潟県こころの相談ダイヤル(24時間365日対応)】

ナビダイヤル なやみ なしにいがた

電話：0570-783-025

※秘密は固く守られます。

※お金や労働トラブルなど、様々な悩みに応じた相談窓口は新潟県のホームページ「こころの相談 にいがた」でご案内しています。

※電話で相談しづらい方には、LINEやオンラインチャットなどでの相談窓口もご紹介しています。

こころの相談 にいがた

検索



障害福祉課 いのちとこころの支援室 025 (280) 5201

## 新卒者を定着させ「人財」に育てましょう！

ハローワークでは、学校在学中から就職、定着支援までの一貫した支援を行っております。

令和4年3月に卒業した新規学卒者の卒業後3年以内の離職率は、大学卒は33.6%（前年比1.4P低下）、短大・専修学校等卒は41.0%（前年比0.1P低下）、高校卒は33.6%（前年比0.2P低下）となり、依然として高い状況にあります。

このため、不本意な理由による離職が増加することがないよう、入社後は、上司や同僚によるコミュニケーションを積極的に図っていただくとともに、労働条件の見直し、ユースエール認定※を取得する等、新卒者等の定着につながるきめ細やかな御配慮をお願いいたします。また、「せっかく新卒者を採用したのに、すぐに辞めてしまう」といったようなお悩みがありましたら、ぜひ最寄りのハローワークにご相談ください。

### ※ユースエール認定企業

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な企業を厚生労働大臣が認定する制度です。新潟労働局・ハローワークでは、認定した企業の情報発信を後押しし、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

県内認定企業109社(令和7年12月末現在)

【[https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-hellowork/youthyell\\_001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-hellowork/youthyell_001.html)】



新潟労働局 職業安定課 025(288)3507 または 最寄りの各ハローワーク

## 第21回 新潟県最低賃金ポスター デザインコンテスト受賞作品が決定しました！

新潟労働局では「第21回(令和7年度)新潟県最低賃金ポスターデザインコンテスト」を開催し、応募総数63点の中から以下の受賞作品6点が表彰されました。

新潟県最低賃金ポスターデザインコンテストは、改正された最低賃金の周知のためのポスターデザインを県民の皆様から募集しているもので、今回で21回目の開催となりました。

### ◇ ◇ ◇ 第21回 新潟県最低賃金ポスターデザインコンテスト受賞作品 ◇ ◇ ◇

#### 最優秀賞 【新潟県最低賃金審議会会長賞】



長岡公務員・情報ビジネス専門学校  
樋口 楓汰さん

#### 特別賞 【新潟県産業労働部長賞】



長岡公務員・情報ビジネス専門学校  
原 小葉さん

#### 優秀賞 【新潟労働局長賞】



長岡公務員・情報ビジネス専門学校  
下地 夏実さん

#### 優秀賞 【新潟労働局長賞】



新潟ビジネス専門学校  
星野 聖奈さん

#### 優秀賞 【新潟労働局長賞】



新潟県立新潟商業高等学校  
後藤 琉渚さん

#### 優秀賞 【新潟労働局長賞】



新潟県立新潟商業高等学校  
小山田 にこさん

☎ 新潟労働局 労働基準部 賃金室 025 (288) 3504

## 新潟県の最低賃金が改正されました

最低賃金	時間額	効力発生日
新潟県最低賃金（新潟県で働くすべての労働者に適用されます）	1,050円	令和7年10月2日
自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金	1,053円	令和7年12月14日

※「各種商品小売業特定最低賃金額(時間額932円)」及び「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業特定最低賃金額(時間額1,005円)」について、今回の改正に伴い、新潟県最低賃金額を下回ったため、令和7年10月2日からは新潟県最低賃金が適用となります。

○業種分類は日本標準産業分類に基づいたものです。

○お問合せ先：新潟労働局賃金室025(288)3504又は最寄りの労働基準監督署

# 男性の育児休業取得促進助成金制度が変わります！



県では、中小企業等の事業主を対象として、男性労働者が育児に参加しやすい職場環境づくりを促進するために、男性の育児休業取得に対して助成金を支給しています。

令和7年度内に職場復帰をされる方の申請は、令和8年3月31日までをお願いします。(必着)

令和8年4月1日からは、以下の内容により事業実施を予定しています。詳細は県議会での議決後、県HPにて公表します。(令和8年3月下旬予定)

	現行制度(R8.3.31まで)	新制度方針(R8.4.1以降)
	事業主向け	事業主向け
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常用雇用者が300人以下の企業・法人・団体</li> <li>・新潟県ハッピー・パートナー制度の「パパ・ママ子育て応援プラス認定」を取得した企業または「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定(ニーフル)」のゴールド認定を取得した企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常用雇用者が300人以下の企業・法人・団体</li> <li>・「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定(ニーフル)」のゴールド認定を取得した企業</li> </ul>
休業期間	通算14日以上	通算14日以上 ※通算29日以上育児休業を取得させた場合は日数加算助成あり
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性労働者に育児休業を取得させ、職場復帰させていること</li> <li>・上記の育児休業の取得に際して、代替業務に対応した従業員への手当を支給する賃金制度を就業規則等に新たに規定し、利用すること</li> </ul>	同 左
支給額	25万円	導入助成：25万円 日数加算(通算29日以上)：5万円
支給回数の制限	通算(H29～)で1回まで ※旧制度での支給実績も含む	同 左

☎ しごと定住促進課 働き方改革推進室 025 (280) 5260

# ミドル・シニア人材の採用を考えてみませんか？

県では、現在職に就いていない女性・高齢者等を「働き手」として掘り起こし、女性活躍の推進や、健康寿命の延伸に合わせて年齢にかかわらず活躍できる場の拡大を目的として、「女性・高齢者等新規就業促進プロジェクト(通称：にいがたアクティ部)」を実施しています。

個人の事情やライフスタイルに応じた短時間就業といった働き方ができる機会が広がれば、育児等で仕事を離れていた女性や一度退職した高齢者に、新たな人材として活躍してもらえるチャンスが広がります。

事業専用サイトでは、セミナー・イベント情報の発信や求人情報の掲載をしているほか、無料の個別相談も随時受け付けています。

お気軽にお問い合わせください。

「にいがたアクティ部」事業専用サイト  
<https://www.niigata-active.com>



☎ 雇用能力開発課 雇用対策係 025 (280) 5270



労働安全衛生法改正で、高齢者の労災防止のための配慮が努力義務になったと聞きました。どのような対応が必要なのでしょう。



令和7年の法改正（令和8年4月1日施行）において、「事業者は、高齢者の労働災害の防止を図るため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とされました。改正の背景には、労働災害の死傷者数（休業4日以上）に占める60歳以上の割合が30%に達し、年齢の上昇に伴って災害発生率や休業期間が増加しているという現状があります。高齢者は筋力やバランス能力などの身体機能が低下しやすく、同じ作業でも若年層に比べてリスクが高くなる傾向があると考えられます。

事業者が講ずべき措置として、厚生労働省の指針では次の5つが示されています。

① 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備、危険源の特定等のリスクアセスメントの実施など

② 職場環境の改善

身体機能の低下を補う設備・装置の導入、高齢者の特性を考慮した作業管理

③ 高齢者の健康や体力の状況の把握

健康診断の確実な実施、体力チェックの継続的な実施など

④ 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた就業上の措置、高齢者の状況に応じた業務の提供など

⑤ 安全衛生教育

作業内容とリスクについての十分な時間をかけた教育、未経験業務に就く場合の特に丁寧な教育訓練、管理監督者等への教育など

安全に働き続けられる環境づくりは、労働災害の防止だけでなく、人材確保や職場の活力維持にもつながります。今回の法改正を契機に、各事業者が自ら積極的に安全対策を進め、高齢者が安心して働ける職場づくりを実現していくことが重要です。

参考：高齢者の労働災害防止のための指針（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/newpage\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00010.html)

～労使間トラブルでお困りの方へ～ 個別労働関係紛争あっせん

個別紛争あっせんとは？

労働者個人（雇用体系問わず）と事業主の間で発生した自主的な解決が難しい労働トラブルについて、労働委員会の委員が公平・中立な立場で労使双方のお話を伺い、歩み寄りを促しながら、速やかな解決をサポートする制度です。

労働委員会の委員

- ・ 公益委員……弁護士、大学教授など
- ・ 労働者委員……労働組合役員など
- ・ 使用者委員……会社役員など

例えばこんな時に利用できます

会社から一方的に給料を下げられた。

上司からのパワハラを人事部に相談したが何もしてもらえない。

配転命令に応じない社員がいる。



あっせんのメリット

- ・ 手続無料
- ・ 秘密厳守
- ・ 早期解決

あっせんの流れ

トラブル相談

あっせんの申込み

労働者、使用者どちらでも可能です。

調査（聞き取り）

あっせん（和解案の提示）

労使双方が譲歩可能な案を提示します。

解決！



※合意いただけない場合もあります。

詳細は新潟県労働委員会ホームページをご覧ください。<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/roudoui/>



労働委員会事務局総務課 025 (280) 5544

経済指標

	現金給与と総額(円)		定期給与(円)		総実労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)		有効求人倍率(倍) ※季節調整値		完全失業率(%)	企業整備離職者*(人) ※創産・廃業、人員整理に伴う離職者数
	全国	新潟県	全国	新潟県	全国	新潟県	全国	新潟県	全国	新潟県	全国	新潟県
令和7年9月	297,787	254,795	288,543	251,122	134.5	137.2	9.7	8.3	1.20	1.39	2.6	79
10月	299,801	258,729	291,837	255,502	140.3	139.9	10.2	8.7	1.18	1.36	2.6	158
11月	313,531	278,395	290,616	254,551	134.8	138.8	10.0	8.7	1.18	1.36	2.6	127
前年同月比	1.7%	3.7%	1.9%	-0.7%	-3.9%	-5.2%	-3.8%	-6.4%	-0.07ポイント	-0.11ポイント	0.1ポイント	53.0%
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査(確報)」(規模5人以上) 県統計課「毎月勤労統計調査(地方調査)」(規模5人以上)						厚生労働省職業安定局 新潟労働局職業安定部		総務省 統計局		新潟労働局 職業安定部	